

## 第6回 医療機関等の消費税問題に関する検討会

平成27年8月5日（水）

午後3時より5時

日本医師会館 501・502号会議室

### 次 第

1. 開 会（午後3時）
2. 挨 拶
3. 議 事
  - （1）個々の診療報酬項目に係る原価構成の調査 について
  - （2）控除対象外消費税負担の医療提供体制に対する具体的影響
  - （3）その他意見交換
4. 閉 会（午後5時）

## 第6回 医療機関等の消費税問題に関する検討会

平成27年8月5日(水)

### 公開資料目録

資料1	設置要綱	(日本医師会)
資料2	医療機関等の消費税問題に関する検討会委員名簿	(日本医師会)
資料3	資料(財務省) (第3回提出資料)	(財務省)
資料4	「見える化」への論点「本体報酬」関連 (第3回提出資料)	(日本医師会)
資料5	① 医療機関の支払う消費税と過去の診療報酬への上乗せ (消費税5%時点) (第4回提出資料)	(日本医師会)
	② 診療報酬における消費税対応の実績 (厚生労働省「消費税の導入・引上げに伴う診療報酬上の対応について」 (第3回提出資料)より抜粋) (第4回提出資料)	

## 設置要綱

- ・ 検討会名 医療機関等の消費税問題に関する検討会
- ・ 設置期間 平成 27 年 3 月 10 日～平成 27 年 12 月末日
- ・ 設置目的 平成 27 年度税制改正大綱に書かれた、「見える化」についての取組みを、財務省、厚労省、及び三師会・四病協間にて行う。

(参考) 『平成 27 年度税制改正大綱』(自民党・公明党) より抜粋  
(検討事項)

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が 10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、こうした取組みを行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

- ・ 委員 (別紙のとおり)
- ・ 担当副会長 今村聡 副会長
- ・ 担当常任理事 今村定臣 常任理事
- ・ 事務局担当課 年金・税制課

## 医療機関等の消費税問題に関する検討会 委員名簿

井上 裕之	財務省主税局審議官
坂本 基	財務省主税局税制第二課長
武田 俊彦	厚生労働省審議官（医療保険担当）
吉田 学	厚生労働省審議官（医療介護連携担当）
渡辺 由美子	厚生労働省保険局 医療介護連携政策課長
土生 栄二	厚生労働省医政局 総務課長
瀬古口 精良	日本歯科医師会 常務理事
森 昌平	日本薬剤師会 副会長
田尻 泰典	日本薬剤師会 常務理事
梶原 優	日本病院会 副会長
西澤 寛俊	全日本病院協会 会長
伊藤 伸一	日本医療法人協会 会長代行
長瀬 輝誼	日本精神科病院協会 副会長

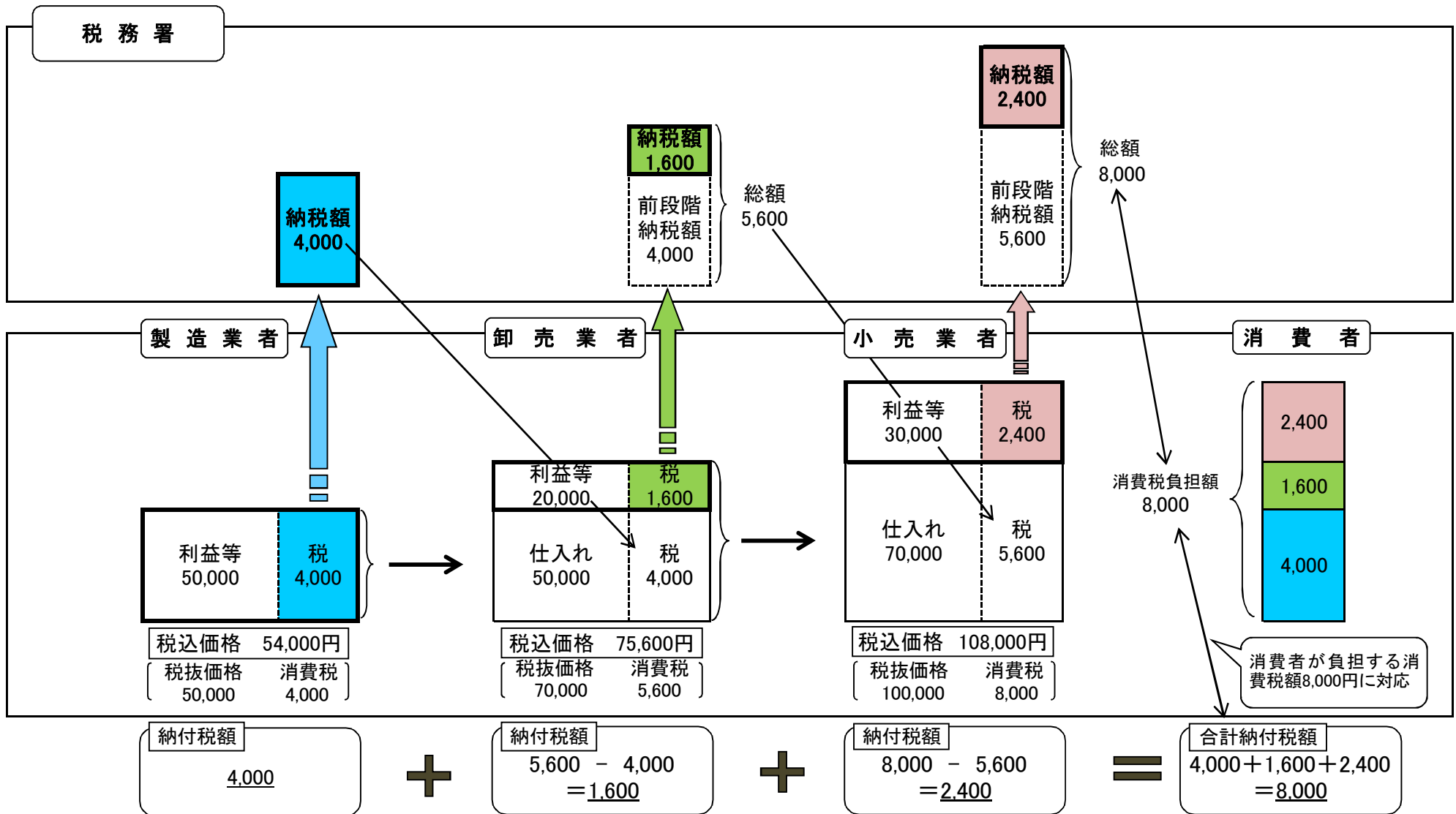
# 資 料

## 消費税における非課税取引

【創設時】	【平成3年改正により追加】
<p>○ <b>税の性格から課税対象とならないもの</b>            土地の譲渡及び貸付け            有価証券、支払手段等の譲渡            貸付金等の利子、保険料等            郵便切手類、印紙等の譲渡            行政手数料等、外国為替取引</p>	
<p>○ <b>社会政策的な配慮に基づくもの</b>            医療保険各法等の医療            社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業等            一定の学校の授業料、入学検定料</p>	<p>第二種社会福祉事業及び社会福祉事業に類する事業            入学金、施設設備費、学籍証明等手数料            助産            埋葬料、火葬料            身体障害者用物品の譲渡、貸付け等            教科用図書等の譲渡            住宅の貸付け</p>

# 消費税の多段階課税の仕組み (イメージ)

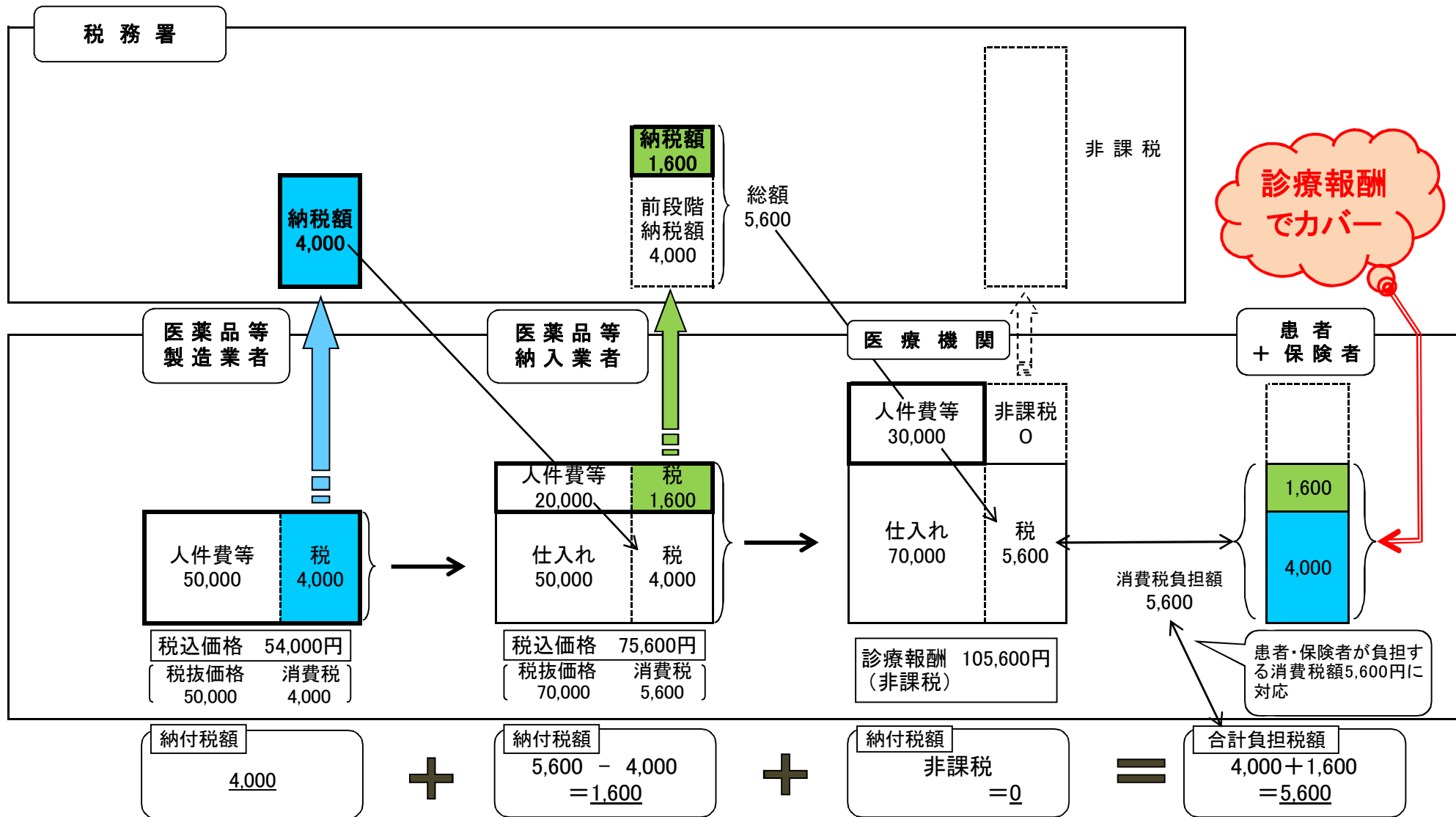
- 消費税は、財・サービスの消費が行われることに着目して課税される税
- 消費税の実質的な負担者は消費者であるが、納税義務者は事業者
- 全国にわたる製造、卸、小売り等の各取引段階の事業者が納付する消費税額の合計は、消費者が負担する消費税額に対応



(注)「税」、「消費税」には地方消費税を含む。

# 社会保険診療における消費税の仕組み（イメージ）

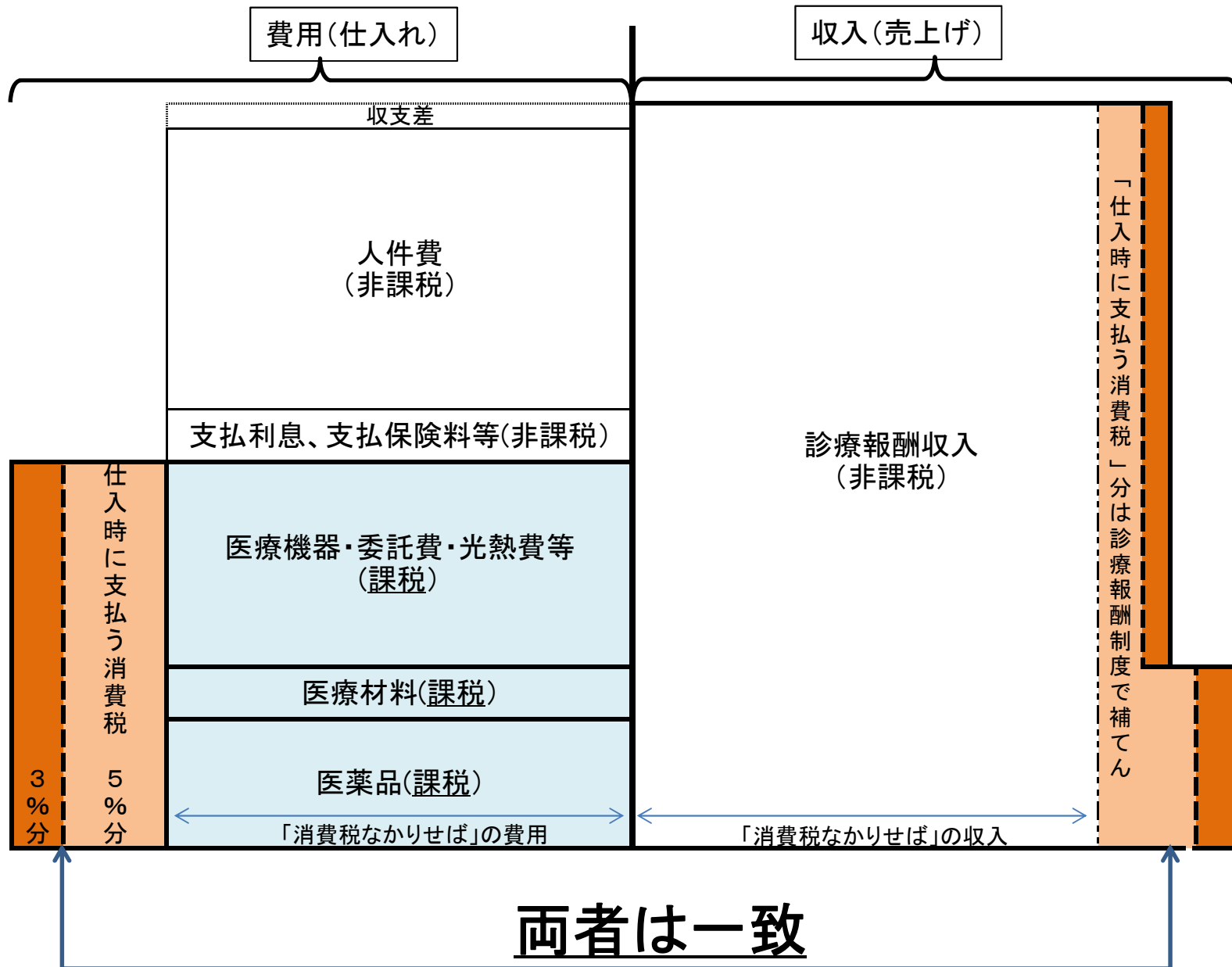
○ 社会保険診療収入に係る消費税は非課税とされているが、医薬品、材料、設備、外部委託等の支出に係る消費税については、最終価格に含まれ、社会保険診療報酬によってカバーされる仕組みとなっている。



(注) 「税」、「消費税」には地方消費税を含む。



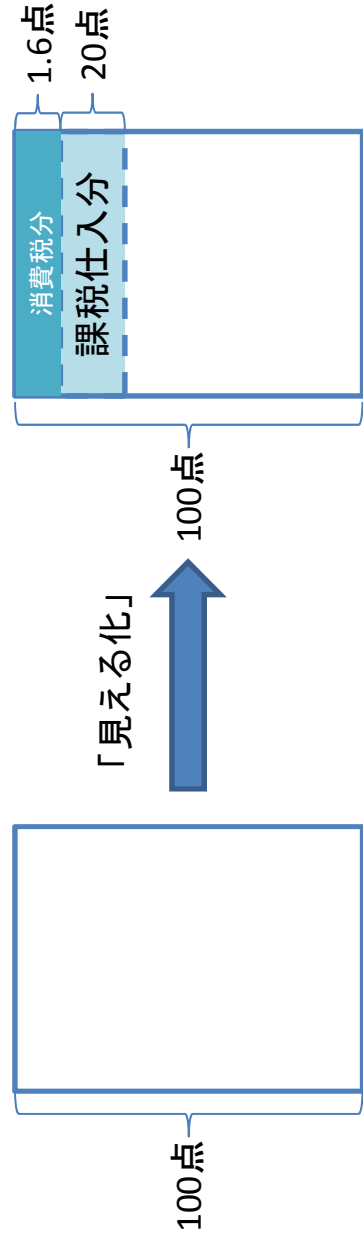
# 社会保険診療収入と消費税(非課税)のイメージ



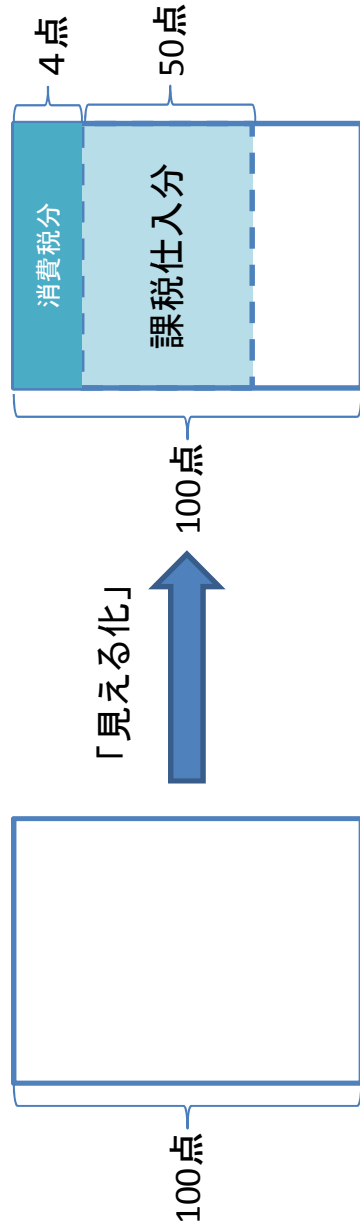
# 診療報酬における「見える化」のイメージ

- ・ 消費税率・・・8%

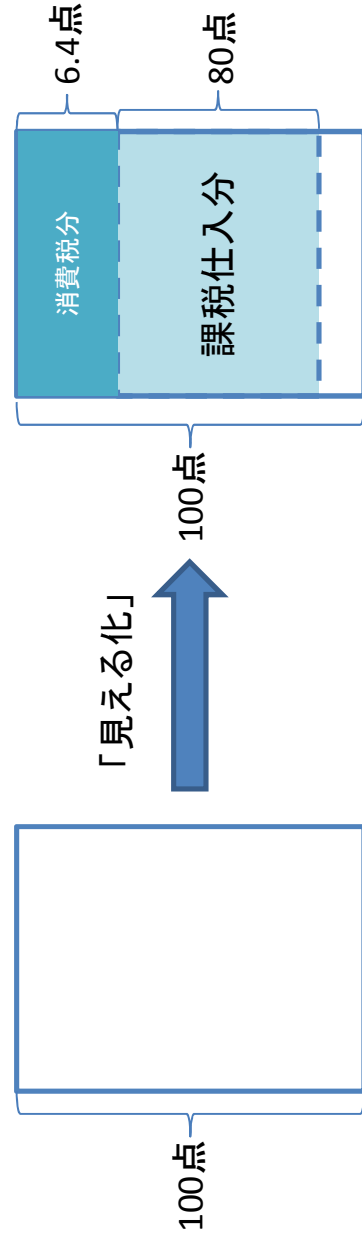
< 診療報酬：100点、課税仕入分（税抜）：20点相当の場合 >



< 診療報酬：100点、課税仕入分（税抜）：50点相当の場合 >



< 診療報酬：100点、課税仕入分（税抜）：80点相当の場合 >



## 診療報酬に含まれる消費税相当分の「見える化」の意義

- 社会保険診療報酬には、医療機関の仕入れに係る消費税相当分が含まれているが、ほとんどの患者、多くの医療機関がこの事実を認識していない。⇒「見える化」によって大きく改善。
- 上記を認識している医療機関であっても、診療報酬にどの程度消費税相当分が含まれているか、どの程度「損」をしているか分からない。⇒「見える化」によって正確な議論が可能に。
- 消費税相当分の診療報酬の配分について、高額投資の多い医療機関とそうでない医療機関との間に不公平感が存在。⇒「見える化」によって公平な配分が可能に。
- 日医が主張する「課税化」の実現のためには、患者・国民の理解が不可欠であり、また、現在の診療報酬に含まれる消費税相当分を明らかにする必要。⇒「見える化」はそのための重要なステップ。

# 平成 27 年度 税 制 改 正 大 綱 (抄)

平成 26 年 12 月 30 日  
自 由 民 主 党  
公 明 党

## 第三 検討事項

- 10 医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が 10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、こうした取組みを行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

## 消費税の仕入控除税額の計算方法

消費税の仕入税額控除は、課税売上げに対応する課税仕入れ等の税額を控除するもの。  
 具体的には、課税売上割合に応じて以下の方法によって仕入控除税額を計算する。

課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上げ(税抜)}}{\text{課税売上げ(税抜)} + \text{非課税売上げ}}$$

- (1) 「課税売上割合が95%以上」かつ「課税売上高が5億円以下」の場合  
 ⇒ 課税仕入れ等の税額を全額控除（いわゆる「95%ルール」）
- (2) 「課税売上割合が95%未満」又は「課税売上高が5億円超」の場合  
 ⇒ 次のいずれかの方式により計算

### ① 個別対応方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額		
課税売上げにのみ 要するもの	課税・非課税に共通して 要するもの	非課税売上げにのみ 要するもの
控除する消費税額	控除できない消費税額	

### ② 一括比例配分方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額	
(課税売上割合で按分)	
控除する消費税額	控除できない消費税額

## 「見える化」への論点「本体報酬」関連

日本医師会

「見える化」に関する論点(案)「本体報酬」関連として本会より挙げた下記①－③につき、事務局にて各論点につき、例えばA)～D)のいずれか・的に整理を行った。

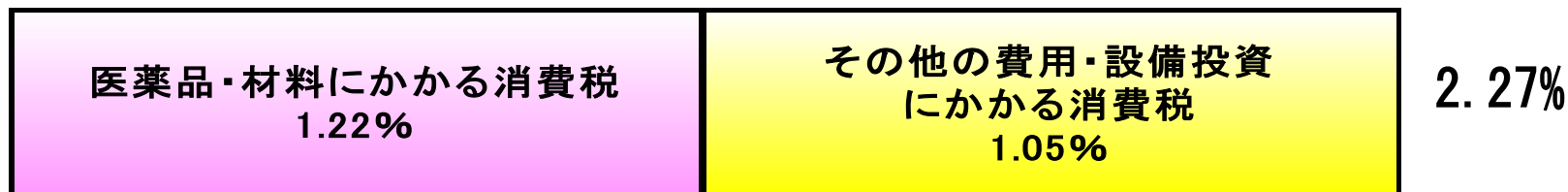
- ①元年、9年(特に元年)の上乗せ点数の「その後」：廃止等された項目
- A) 消失した
  - B) 他の項目全体に均等に移動した
  - C) 他の特定の項目に移動した(包括化された項目については、包括化後の項目、組み替え先の項目に移動した)
  - D) その他
- ②元年、9年(特に元年)の上乗せ点数の「その後」：現存している項目
- A) 元年195点のうち+5点は、今も5点が消費税相当額。
  - B) 現在の点数のうち、195分の5に相当する額が消費税相当額。
  - C) 全体に、広く薄く溶け込んでしまった。例えば0.43%(税率5%時の消費税相当額)
  - D) 点数の引き下げにともない消失した。
  - E) その他
- ③元年、9年、26年の上乗せ以外にも、補てんがあるか
- A) 「ない」と考えてよいか。
  - B) 「ある」(各改定時に、医療経済実態調査等により、補填不足が生じないように補てんされている)と考えるのか。

以上

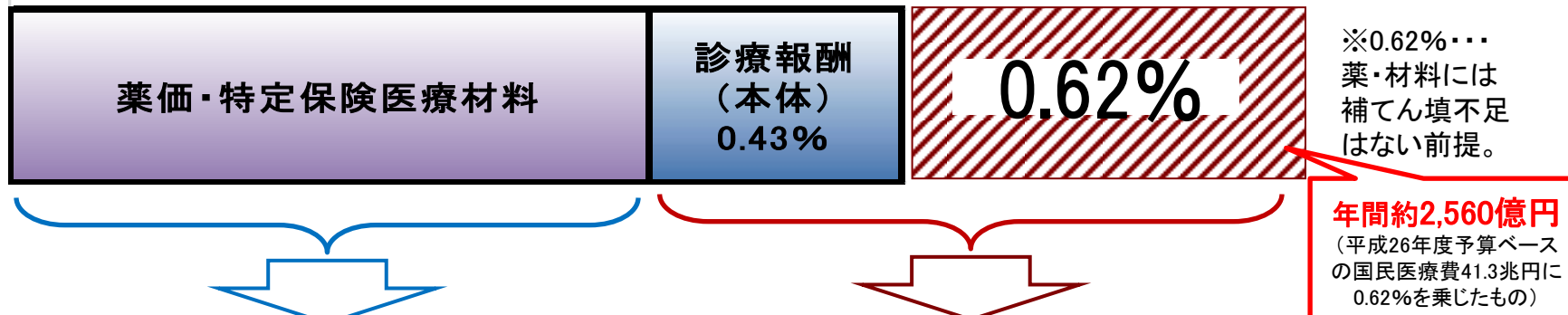
税率5%時点において、医療機関の支払う消費税と過去の上乗せを比較すると、診療報酬本体分において補てん不足が生じていた。資料5

## 税率5%時点

### 医療機関の支払う消費税(診療収入に対する割合)



### 過去に診療報酬へ上乗せしたとされる部分



仕組み上  
過不足なく上乗せ

診療報酬(本体)への  
上乗せが補てん不足

※医療機関の支払う消費税の数値は、第18回医療経済実態調査(2013年)より算出

## ○平成元年4月診療報酬改定時(消費税導入時)の計算方法

① 薬価基準分  $3.0\% \times 0.9$  (注)  $\times 0.9$  (在庫一ヶ月分調整率) = 2.4% (医療費ベース0.65%)

② 診療報酬本体分

{ 100% - 51.6% (人件費の割合) - 20.4% (薬剤費の割合) - 3.7% (価格低下品目の割合) - 10.3% (非課税品目の割合) - 4.0% (主要でない項目の割合) }  $\times 1.2/100$  (消費者物価への影響)  $\times 10/11$  (在庫1ヶ月分調整率) = 0.11%

全体改定率 ①+②=0.76%

(注)消費税導入時の薬価算定方式は、薬の流通価格の加重平均値よりも、最低でも10%程度上乗せされた価格が薬価として設定されていたため、過剰転嫁とならないよう、「0.9」を乗じている。

## ○平成9年4月診療報酬改定時(消費税5%への引上げ時)の計算方法

① 薬価基準分  $20.9\%$  (薬剤費の割合)  $\times 2/103 = 0.40\%$

② 特定保険医療材料分  $2.4\%$  (特定保険医療材料の割合)  $\times 2/103 = 0.05\%$

③ 診療報酬本体分 { 100% - 46.8% (人件費の割合) - 20.9% (薬剤費の割合) - 2.4% (特定保険医療材料の割合) - 8.4% (非課税品目の割合) }  $\times 1.5/100$  (消費者物価への影響) = 0.32%

全体改定率 ①+②+③=0.77%

## ○平成26年4月診療報酬改定時(消費税8%への引上げ時)の計算方法

① 薬価基準分  $22.55\%$  (薬剤費の割合)  $\times 3/105 = 0.64\%$

② 特定保険医療材料分  $3.19\%$  (特定保険医療材料の割合)  $\times 3/105 = 0.09\%$

③ 診療報酬本体分 { 17.39% (その他課税費用の割合) + 4.59% (減価償却費の割合) }  $\times 3/105 = 0.63\%$

全体改定率 ①+②+③=1.36%